

2. 環境大臣賞 -1

氏名	住所	受賞理由
<p>たかはし 高橋シズエ</p>	<p>ほっかいどうかわかみぐんしべり 北海道川上郡標茶 ちょうとうろげんや 町塘路原野334 番地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和34年より自宅前の畑において、タンチョウの給餌を開始 ・昭和37年 北海道教育委員会よりタンチョウ給餌人の委嘱を受ける ・昭和59年 北海道よりタンチョウ給餌人の委嘱を受ける <p>・ 自宅が塘路湖畔に位置しており、優れた撮影ポイントとしてプロアマチュアのカメラマンが多数訪れるが、タンチョウに影響を与えないように適切な指導をしており、地元町民をはじめ多くのカメラマンに親しまれている。</p> <p>以上のとおり約30年の永きにわたり、国内希少野生動物種であるタンチョウの保護に貢献された功績は大きいものである。</p>
<p>たまりりゅうきち 玉利龍吉</p>	<p>かごしまけんおおしまぐんや 鹿児島県大島郡大 まどそんやまどほま 和村大和浜50- 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地域の生物多様性に早くから着目し、自然環境の保全・保護思想の普及啓発の必要性を認識し、村内に生息・生育する希少野生動物の保護を、村、村民等が一体となり取り組むための「野生生物保護条例」を平成13年6月、市町村レベルでは全国で初めて制定した。なお、この条例制定を受け、隣接市町村でも同様の条例制定の動きがあり、奄美地域の自然保護思想の啓発に貢献している。 ・奄美大島では毒蛇ハブへの警戒から、野外研修活動がほとんど行われていなかったが、平成12年4月、村内に、奄美の森林に生息・生育する動植物の自然体験学習施設を整備した。この施設は、島内外からの多くの利用者への野生生物保護思想の普及・啓発に貢献している。 ・平成8年から環境省奄美野生生物保護センターの誘致を積極的に行い、平成12年4月の同センターのオープンに尽力した。また、同センターの建設決定後、同センターと機能を分担する形で、同センター周囲を奄美の野生動物植物について野外学習ができる公園整備を進めた。 ・同センターのオープンを機に、環境省自然環境局沖縄地区自然保護事務所、鹿児島県及び地元14市町村が一体となって奄美地域の自然環境の保全・普及啓発や地域振興を図るための「奄美自然体験活動推進協議会」の設立に尽力し、初代会長に就任した。

けんりつくじょうこうとうがっこう
 岐阜県郡上郡八幡町小野970番地
 県立郡上高等学校 (生物部)

平成7年度以来行っている本校の研究は、「オオサンショウウオの生態の解明」を主テーマに、実際に個体を捕獲しての個体調査に基づくデータの分析を通して進めている。

(1) 個体調査：郡上郡大和町小間見川を調査河川として実施している。大間見川との合流点から、上流へ2000mの地点までを調査区域とした。以下は、これまでにに行った個体調査である。

- ①平成7年度 8月1・2・3日、8月8・9日、9月11・14日
- ②平成8年度 9月17・18・19日、10月17・23・24日
- ③平成9年度 8月2・3日、8月19・20日
- ④平成10年度 7月31日、8月1日、8月18・21日
- ⑤平成11年度 8月2・3日、8月19日
- ⑥平成12年度 8月1・2日、8月20・21日
- ⑦平成13年度 8月1・2日、8月20・21日

(2) 再捕獲した同一個体と行動の特徴：平成13年までに実施した個体調査データを、異なる2つの調査間で相互に比較し、再捕獲した同一個体を割り出した。確認された同一個体の行動の分析から、多くの事実を得ることができた。次は、その主なものである。

- ①合流点から1番目の堰堤～2番目の堰堤間の生息数が多く、これら堰堤間を中心とした行動をしている。
- ②堰堤を越えて上流へと移動をしている個体が、毎年数例が確認されている。直接は越えられない堰堤でも、迂回路として使えそうな経路があれば、上流への移動をしている。
- ③②のような堰堤を越えての上流への移動は、ごく一部の個体にすぎない。多くの個体は堰堤を越えられないでいる。堰堤が移動の障害となっていることは明らかである。
- ④産卵直前に、合流点から約610m、670m、890m、940mの4地点に集合してくる様子がとらえられた。この集合地点は産卵地点と推定される。
- ⑤個体の移動規模は、他河川に比較するとかなり小さい。一日の平均移動距離は3.0m/日である。
- ⑥上流域と下流域の個体の移動規模にも大きな差がある。上流域に生息する個体の移動規模は小さく、下流域に生息する個体の移動規模は大きい。

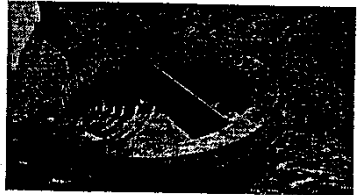
(3) 保護策についての提案：「再捕獲した同一個体の行動の特徴」から、保護策として次に示すような方策を実施しなければならないと考えている。この提案は、日本学生科学賞の研究作品や全国高等学校総合文化祭自然科学部系部研究発表会等で発表してきた。

- ①堰堤は移動の障害となっている明らかである。したがって、堰堤を越えやすいように、スロープ状にするかまたはオオサンショウウオ道を設ける。
- ②河床の大型の石はオオサンショウウオの住処や産卵場所となる。これらの石を取り除くような河川工事はやってはならない。
- ③岸や瀬、淵に茂る植物は、河床の石と同様に身を隠す場所となるため、植物が生育しやすい条件を整える必要がある。
- ④河川工事等で住処や産卵場所が破壊された可能性が指摘される。そのため、このような地点には、生息数回復の試みを講じる必要がある。

(4) 保護の向けての具体策：本校独自に行ったものではないが、現時点では次のような保護策が進んでいる。

- ①平成7～8年：合流点から4番目の堰堤（合流点から1167mの地点）がスロープ状に改良された。
- ②平成8～9年：合流点から5番目の堰堤（合流点から1472mの地点）がスロープ状に改良された。
- ③平成12～13年：合流点から1番目の堰堤（合流点から332mの地点）の左岸側にオオサンショウウオ道が設けられた。また、移動式人工産卵巣穴が5基設置された。
- ④平成13～14年：合流点から2番目の堰堤（合流点から948mの地点）の右岸側、合流点から3番目の堰堤（合流点から997mの地点）の右岸側にもオオサンショウウオ道の設置が計画されている。

(5) 移動式人工産卵巣穴：移動式人工産卵巣穴は、産卵場所を提供し、繁殖数を回復させるなど最も重要な保護活動ととらえている。平成10年からその構想を描き、大和町役場へ提案してきた。それが今年度実現の運びとなった。右写真は合流点から2番目の堰堤直下に設置された移動式人工産卵巣穴である。



設置の初年度から、4基の人工巣穴に個体の生息が確認された。産卵には至らなかったが、保護への成果は上がっているといえる。